



令和8年度 町県民税の課税誤りについて

1 概 要

令和8年度町県民税の課税事務において、事務処理の過失による課税誤り（過少賦課）があることが判明し、追加課税が発生しました。

関係する皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びし、今後は、事務処理に誤りがないよう再発防止に努めてまいります。

2 影響の規模

対象件数 25 件（25 人）

当初合計通知額 4,322,200 円

本来の合計税額 6,401,400 円

追加徴収 税額 2,079,200 円

3 原因と対応

税務署から送信された確定申告データを町の課税システムへ連携する際に、職員の確認不足により、「専従者控除」と「青色申告特別控除」を重複して控除する誤りがあったため、対象となる納税者の町県民税額が本来よりも過少に算出された。

対象者 25 名に対しては、訪問または文書により経過を説明し、謝罪するとともに、税額変更通知を手交または送付した。

4 再発防止策

データ連携処理時における入力確認を必須項目とした運用チェックリストを作成し、課税事務の手順を再度確認するとともに、事務処理後に複数職員による相互チェック体制を厳格化することにより、再発防止の徹底に努める。

■本件の問い合わせ先

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

安芸太田町役場税務住民課 TEL 0826-28-2114 FAX 0826-28-1622